第25期 第11回

北広島市農業委員会総会議事録

会期　自　令和６年４月25日

　　至　令和６年４月25日

北 広 島 市 農 業 委 員 会

第25期 第11回 北広島市農業委員会総会議事録

令和6年4月25日（木）15時30分、第11回北広島市農業委員会総会を北広島市役所5階委員会室に招集する。

1　議事日程

日程第1　議事録署名委員の指名
日程第2　会期の決定
日程第3　報告第1号　農地転用事業完了による専決処分について
日程第4　報告第2号　農地法第3条の3の届出による専決処分について
日程第5　議案第1号　農地法第3条の規定による許可申請について
日程第6　議案第2号　農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7　議案第3号　農用地利用集積計画の決定について
日程第8　議案第4号　現地調査委員の指名について
日程第9　その他　諸報告

2　応招委員　1番　茶木　義行　委員　2番　安宅　一夫　委員　3番　山田　智美　委員
4番　宮北　輝　委員　5番　佐々木　珠恵　委員　6番　佐藤　芳之介　委員
7番　三戸　修　委員

3　農地利用最適化推進委員出席者　阿部　知博　委員　坂本　勝則　委員　田村　智幸　委員
塚本　能信　委員　森越　信幸　委員

4　事務局出席者　事務局長　川村　裕樹　事務局次長　山田　孝博　主査　佐野　央馬
主任　石川　正人　主事　上野　礼

（開会宣言　15時30分）

＜日程第１:「議事録署名委員の指名」＞

議　　長　日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。本日の署名委員として総会規則第13条の規定により２番　安宅委員、３番　山田委員、以上２名を指名いたします。

＜日程第２:「会期の決定」＞

議　　長　日程第2、「会期の決定について」お諮りいたします。本会議の会期は、令和６年４月25日、本日１日と決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。会期は本日１日と決しました。

＜日程第３:報告第１号「農地転用事業完了による専決処分について」＞

議　　長　報告第１号「農地転用事業完了による専決処分について」を議題といたします。事務局から、報告案件の朗読をお願いいたします。

事　務　局　（報告案件朗読）

議　　長　報告案件の朗読が終わりました。この案件につきましては、現地調査委員会による現地調査が実施されていますので、阿部委員長より調査結果を報告願います。

阿部委員　令和６年４月16日、転用事業完了による現地調査を、茶木委員、佐藤委員、私の３名で実施いたしましたので、結果についてご報告いたします。

番号1、[redacted]から転用完了報告のあった土地ですが、オートキャンプ場、管理等施設等の建設を目的とし、農地法第５条許可を受けた転用事業について、完了報告を受け調査したものです。

現地の状況は、事業計画のとおり完了していることを確認しましたので、報告のとおり、転用事業完了と認めました。

番号2、[redacted]から転用完了報告のあった土地ですが、砂利採取及び農地改良を目的とし、農地法第５条許可を受けた転用事業について、完了報告を受け調査したものです。

現地の状況は、事業計画のとおり完了していることを確認しましたので、報告のとおり、転用事業完了と認めました。以上、現地調査結果報告といたします。

議　　長　ご苦労様でした。これより質疑を行います。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。報告第１号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。報告第１号は、報告のとおり承認することに決しました。

＜日程第４:報告第２号「農地法第３条の３の届出による専決処分について」＞

議　　長　報告第２号「農地法第３条の３の届出による専決処分について」を議題といたします。事務局から、報告案件の朗読をお願いいたします。

事　務　局　（報告案件朗読）

議　　長　報告案件の朗読が終わりました。これより質疑を行います。佐々木委員どうぞ。

佐々木委員　あっせん希望なしとありますが、今現在借りている方は居るのでしょうか。

事　務　局　被相続人の[redacted]さんが所有していた土地につきましては、[redacted]が公社を介して賃貸借契約を結んでおりまして、今年の11月末までの契約となっております。引き続き、同様の契約で土地を利用していくということでございます。以上です。

議　　長　ほかに何かございませんか。宮北委員どうぞ。

宮北委員　１番２番ともに、所有者の方との関係性を教えてください。

事　務　局　相続されたお二人とも、所有者である[redacted]さんの息子さんでございまして、遺産協議し二人で分割して相続をしたということでございます。以上です。

議　　長　ほかに何かございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。報告第 2 号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。報告第 2 号は、報告のとおり承認することに決しました。

＜日程第 5：議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」＞

議　　長　議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から、議案の朗読をお願いいたします。

事　務　局　（議案朗読）

議　　長　議案の朗読が終わりました。この案件につきましては、地区担当委員による現地調査が実施されていますので、安宅委員より調査結果を報告願います。

安宅委員　令和 6 年 4 月 17 日、農地法第 3 条許可申請による現地調査を茶木委員、田村委員、私の 3 名で実施しましたので、結果についてご報告いたします。

番号 1、貸主 [redacted] 氏　借主 [redacted] 氏による申請ですが、現地航空写真及び許可申請書等を確認し、借主である [redacted] 氏が申請地を計画どおり耕作可能であることを確認いたしました。以上、現地調査結果報告といたします。

議　　長　ご苦労様でした。これより質疑を行います。何かございませんか。塚本委員どうぞ。

塚本委員　借主の方は息子さんだと思いますが、何年も耕作している方ですか。

事　務　局　借主である周作さんについては、公社の研修を受けた後にお父様の経営に従事しておりました。今回経営移譲される部分は、お父様が経営する農家レストランとは別に、農協への出荷をメインに息子さんが耕作する計画となっておりまして、経営移譲することで息子さんが経営主となり営農していくということになっております。以上です。

議　　長　ほかに何かございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。議案第 1 号は、提案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。議案第 1 号は、提案のとおり決定いたしました。

＜日程第 6：議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」＞

議　　長　議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から、議案の朗読をお願いいたします。

事　務　局　（議案朗読）

議　　長　議案の朗読が終わりました。これより質疑を行います。佐藤委員どうぞ。

佐藤委員　砂利運搬路へ入っていく道はどのようになっていますか。

事　務　局　議案書 13 ページをご覧ください。真ん中にある [redacted] の原野の部分を今回砂利採取するということで、今回の転用地と南側にある宅地を通って事業を行うということです。他の通路については、排水路などがありトラック等が通れないため申請地を転用して事業を行うことになっております。

議　　長　ほかに何かございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。議案第 2 号は、許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。議案第 2 号は、北海道農業会議へ意見を聴取した後、許可相当と意見を付し、石狩振興局長へ送付することに決定いたしました。

＜日程第 7：議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」＞

議　　長　議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から、議案の朗読をお願いいたします。

事　務　局　（議案朗読）

議　　長　議案の朗読が終わりました。事務局から補足説明を求められておりますので、これを許します。

事　務　局　番号2番について補足説明いたします。貸主 [redacted]さん、借主 [redacted]さんの3年間の使用貸借契約ですが、この農地については、過去に違反転用として報告されており、令和5年度に委員さんと共に現地調査を行い違反解消となったところとなります。現地は違反転用時に野球場として利用されていたため土地の状態が悪く、雑木も一部はえている状態です。耕作のための整備費を借主負担とすることから、3年間の使用貸借契約を結ぶこととなりました。農地の整備が終わりましたら、隣接している借主の農地と合わせて1面での耕作を予定しております。以上です。

議　　長　補足説明が終わりました。これより質疑を行います。茶木委員どうぞ。

茶木委員　1番についてですが、今まで借りていたところを使うということでよろしいでしょうか。

事　務　局　[redacted]さんが賃貸で借りていた部分を所有者の意向で売買するという契約になっております。以上です。

議　　長　ほかに何かございませんか。私から一つ良いですか。先ほどの補足説明の中で、雑木などが生えている状態で、整備費を借主負担とするとありましたが、野球のバックネットなども撤去し終えているのでしょうか。

事　務　局　転用の解消時に、建てていた物の撤去は全て所有者に依頼しておりまして、昨年の現地確認でも撤去されていることを確認しております。以上です。

議　　長　ほかに何かございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。議案第3号については、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。議案第3号については、提案のとおり決定いたしました。

＜日程第8：議案第4号「現地調査委員の指名について」＞

議　　長　議案第4号「現地調査委員の指名について」を議題といたします。現地調査委員の指名につきましては、現況証明事務処理規程第5条の規定により、私から指名いたします。農業委員の調査委員として2番　安宅委員、3番　山田委員、推進委員の調査委員として森越委員、調査補充委員として、農業委員は4番　宮北委員、推進委員は坂本委員を指名いたします。

＜日程第9：「その他、諸報告について」＞

議　　長　諸報告を行います。事務局から発言を求められておりますので、これを許します。

事務局長　諸報告を行います。1点目、次回の第12回農業委員会総会につきましては、令和6年5月27日月曜日、午後1時30分から北広島市役所5階委員会室で予定をしておりますのでよろしくお願い致します。2点目、会長と事務局の動静報告についてでございますが、5月28日に北海道選出国会議員要請集会、令和6年度全国農業委員会会長大会を東京にて行うこととなっております。3点目、次回現地調査委員の日程につきましては、5月15日水曜日午後1時00分集合ということでお願いしたいと思います。委員の皆様につきましては、先ほど会長より指名のあったとおりでございます。4点目、農地転用許可の取扱いについて事務局より説明をさせて頂きます。

事　務　局　事前にお配りしている資料をご覧ください。農林水産省より通知のあった資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについて説明いたします。近年、資材置場など、建築物を伴わない転用事業の完了直後に、転用目的とは異なり、太陽光発電設備が設置されているという事例が全国的に確認されております。今後、資材置場等とする目的で申請があったものについては、一時転用でも対応可能であるのかなどの検討を十分に行うことが求められており、また恒久転用として転用申請が許可されたあとには、許可日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告することが条件となりました。今後相談があった際にはこのことに注意して

いただければと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

事務局長　続きまして、事務局の人事異動について報告させていただきます。

事務局次長　事務局の人事異動につきまして、5月1日付けで人事異動がございますので報告させて頂きます。本日お配りした資料をご覧ください。経済部長に現在の経済部観光振興課長の橋本征紀が配置となります。それに伴いまして、現在事務局長事務取扱となっている部分の農業委員会事務局長につきましても、同様に橋本が任用を受けるということになります。尚、新事務局体制につきましては、2番のとおりとなっております。よろしくお願いいたします。

議長　ほかに何かございませんか。私から1点よろしいですか。5月1日からクールビズということで、市議会に習い私たち農業委員会も次回の総会からは、クールビズの体制ということで対応していきたいと思います。但し、ジャケットの着用もしくは持参をよろしくお願いいたします。ほかになければ以上をもちまして第11回北広島市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

（閉会宣言　　16 時 00 分）

以上、総会議事を記録し、正確を期するためここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　長　　署　名

議事録署名委員　　番　　署　名

議事録署名委員　　番　　署　名